

食安基発 0315 第 7 号

平成 24 年 3 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて

食品中の放射性物質の試験法については、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発 0315 第 4 号（以下「試験法通知」という。）により通知したところであるが、乾燥きのこ類等の水戻しによる水分含量のデータ（重量変化率）について、当面の間、科学技術・学術審議会資源調査分科会編「日本食品標準成分表 2010」を踏まえて、別添 1 に示す品目ごとに、各々の重量変化率を用いることとする。

また、別添 1 に示す品目に示されていない乾燥きのこ類等は、当面の間、別添 2 に掲げる重量変化率を参考に検査を行い、その結果、基準値を超過した場合、事業者から提出されるデータ等を踏まえた重量変化率により換算した結果を当該食品の分析値とする。

なお、別添 1 及び別添 2 に示す重量変化率は、引き続きデータの収集を行い、新たな科学的知見が得られれば、逐次追加、改正していく予定である。

また、飲用に供する茶の試験については、以下の①、②の場合、飲用に供する状態で 10Bq/kg を下回ることが確認できるものであるため、試験法通知に基づく飲用に供する状態での検査を不要とする。

- ① 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、試験法通知で示した方法により測定した結果、200Bq/kg 以下の場合
- ② 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡により示した「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した結果、150Bq/kg 以下の場合

ただし、検査結果が①、②に示した数値を超えた場合は、飲用に供する状態での検査を必ず行い、検査結果を確定することとする。

(別添 1)

品目	重量変化率
乾燥しいたけ	5.7
乾燥きくらげ	10
乾燥あらげきくらげ	4.9
乾燥しろきくらげ	15
かんぴょう	5.3
干ぜんまい	6.3
いもがら	7.6
干わかめ	5.9

(別添2)

品目	重量変化率
その他の乾燥きのこ類	4.0
割り干しだいこん ¹	4.0
切り干しだいこん ¹	4.0
その他の乾燥野菜	3.5
こんぶ ¹	3.0
干ひじき ¹	8.5
寒天 ¹	9.0
その他の乾燥海藻類	2.5
本干みがきにしん ¹	2.0
棒たら ¹	1.8
干なまこ ²	7.6
その他の乾燥魚介類	1.4

1. 「調理のためのベーシックデータ第4版」 女子栄養大学出版部
2. “Effects of soaking conditions on the texture of dried sea cucumber” *FISHERS SCIENCE*, **70**, 319-325